

令和8年 月 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府市地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所評価委員会
委員長 福島 若葉

意見書（案）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 4 項の規定に基づく、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の第 2 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る大阪府知事の評価に対する本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

1 大阪府知事の評価に対する意見

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の第 2 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る大阪府知事の評価については、適正に実施されており、特に意見はありません。

2 その他の意見

第 2 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を踏まえ、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の今後の法人運営について、以下のとおり議論があったので参考とされたい。

（１）感染症危機事象に備えた連携協力に関する取組について

５者での連携協定を進めるに当たっては内部の組織体制を整備するとともに、協定の実効性を担保できるよう協力体制の構築にも十分に努められたい。

（２）情報発信について

法人の認知度向上を図るために、積極的な情報発信を社会全般に対して行うとの幅広い視野に立って取り組まれたい。

（３）研修について

法人の有する専門的知見を行政関係者のみならず民間の団体や企業関係者など幅広い層へ普及啓発するための研修を進めるなど、社会に還元できるよう努められたい。

（４）法人予算の自立的な執行について

法人予算の執行について、法人はコスト意識を持って効率的な業務運営及び効果的な財務運営に努め、設立団体は法人の機動的な予算活用が図られるよう支援に努められたい。